※はじめにお読みください

土対法16条関連の大阪港湾局に関する手続きです。

手続きはすべて、港湾局の窓口である博覧会協会整備局の整備調整課へ提出することとなります。

「協会発注工事　協会協賛工事」と「協会外発注工事　民間パビリオン工事」とに分かれています。

手続きの流れ、提出書類は下記ページの通りとなります。

・協会発注工事　協会協賛工事はP2～3

・協会外発注工事　民間パビリオン工事はP4～5

港湾局手続き流れ（協会発注工事　協会協賛工事）　　P2

①基本情報　　　　　　→　残土受入申請(1/3)、運搬者一覧(2/3)

②(2-1)協定書（協会）(3/3)

（１）①②を施工者→協会へデータで提出

（２）（1/3)(2/3)を協会が作成

（３）協会→港湾局へ（1/3)(2/3)(3/3)をメール送付、港湾局から了承を受ける

（４）協会→施工者へ運搬者一覧①②データを送付

（５）施工者→環境局　16条届出書に運搬者一覧①②を添付し届出

（６）16条届出書（押印あり）受領までに、

　　　協定書（紙2部、A4両面印刷、押印済）を

施工者→協会→港湾局→協会→施工者

港湾局と施工者での取り交わし

（７）(2-2)建設残土受入申請書、16条届出書(押印あり）、

契約書（すべてデータ）を施工者→協会→港湾局

（８）(2-3)回答が港湾局→協会→施工者　で着手前の手続き完了

〇整備調整課（窓口）を通じ大阪港湾局あて提出データ（書類）　　P3

※（協会発注工事　協会協賛工事）

（最初）

①(0-1)基本情報（港湾局）（①受入残土申請一覧、②運搬者一覧）(施工者記入用）

②-1(2-1)(協会)２０２５年日本国際博覧会会場建設に伴う建設残土の夢洲１区及び２区における受入費用等に関する協定書 (押印なし)

（その後）

②-2 (2-1)(協会)２０２５年日本国際博覧会会場建設に伴う建設残土の夢洲１区及び２区における受入費用等に関する協定書 　(紙押印あり、A4両面印刷、２部)

③(2-2)【様式1】建設残土受入申請書

④契約書（見られたらダメな部分は黒塗り）

⑤汚染土壌の区域外搬出届出書（環境局受付押印あり）（土対法16条）

①③④データ（押印なし）

②-1データ（押印なし）

②-2紙（押印あり）A4版両面印刷２部

⑤データ（環境局受付押印あり）

港湾局手続き流れ（協会外発注工事　民間パビリオン工事）　　P4

①基本情報　　　　　　→　残土受入申請(1/3)、運搬者一覧(2/3)

②(2-1)協定書（協会外）(3/3)

（１）①②を施工者→協会へデータで提出

（２）（1/3)(2/3)を協会が作成

（３）協会→港湾局へ（1/3)(2/3)(3/3)をメール送付、港湾局から了承を受ける

（４）協会→施工者へ運搬者一覧①②データを送付

（５）施工者→環境局　16条届出書に運搬者一覧①②を添付し届出

（６）16条届出書（押印あり）受領までに、

　　　協定書（紙2部、A4両面印刷、押印済）を

施工者→協会→港湾局→協会→施工者

港湾局と施工者での取り交わし

（７）(2-2)建設残土受入申請書、16条届出書(押印あり）、

請負業者届（すべてデータ）を施工者→協会→港湾局

（８）(2-3)回答が港湾局→協会→施工者　で着手前の手続き完了

〇整備調整課（窓口）を通じ大阪港湾局あて提出データ（書類）　　P5

※（協会外発注工事　民間パビリオン工事）

（最初）

①(0-1)基本情報（港湾局）（①受入残土申請一覧、②運搬者一覧）(施工者記入用）

②-1(2-1)(協会)２０２５年日本国際博覧会会場建設に伴う建設残土の夢洲１区及び２区における受入費用等に関する協定書 (押印なし)

（その後）

②-2 (2-1)(協会)２０２５年日本国際博覧会会場建設に伴う建設残土の夢洲１区及び２区における受入費用等に関する協定書 　(紙押印あり、A4両面印刷、２部)

③(2-2)【様式1】建設残土受入申請書

④★様式2-02\_請負業者届

⑤汚染土壌の区域外搬出届出書（環境局受付押印あり）（土対法16条）

①③④データ（押印なし）

②-1データ（押印なし）

②-2紙（押印あり）A4版両面印刷２部

⑤データ（環境局受付押印あり）